○府民共通の資産となる良好な景観の形成のためには、「府民・事業者、来訪者などの民間団体等」、「市町村」、「大阪府」がそれぞれの役割を十分に認識し、連携して取り組みます。

**Ⅸ　景観まちづくりの推進体制**

○地域に根ざした良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係することからもっとも住民に近い基礎自治体である市町村の役割が重要です。そのため、大阪府は市町村の景観行政団体化を推進するとともに、行政区域を越えた広域的な景観形成の推進と、市町村の景観行政の支援調整に努めます。

etc.

**民間団体等**

「自らが主体となった景観まちづくりの推進」

○まちに対する関心を持つとともに、自らが良好な景観形成へ取り組む

○景観まちづくりに対する意識や知識向上を図る

○公共と連携して景観まちづくりに取り組む

住民

事業者

来訪者

支援・普及啓発

・情報発信

協働

協働

支援・普及啓発

・情報発信

府、市町村、民間団体等

が互いに連携

○方針・計画の掲示

○行政区域を越えた体制づくり

○地域における景観まちづくり活動の支援

○規制・誘導等による景観まちづくりの仕組みの構築

○景観形成の模範となる公共事業の実施

**公共団体**

「広域的な視点による景観づくりの推進」

「地域に根ざした景観づくりの推進」

支援調整

市町村

○地域特性に応じた景観施策の実施

○住民主体の景観まちづくりの普及・啓発・担い手づくり

○規制・誘導等による景観まちづくりの推進

○景観形成の模範となる公共事業の実施

連携

大阪府

**Ⅹ　フォローアップと評価・検証**

○本ビジョンについては、社会経済情勢や景観づくりを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、必要に応じて見直しを実施します。

○景観づくりに関する事業や取組状況については、フォローアップ、評価・検証する仕組みをつくり、その結果を取組みに反映していきます。

26